亀山市公告第62号

狂犬病予防法(昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号)第 6 条第 7 項の規定による通知があったので、同条第 8 項の規定により公告する。

平成30年8月23日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 抑留した犬の種類等

種 類	毛色	性別	体 格	年龄	その他
雑 種	茶	雌	中	9 1 日以上	首輪あり チェーン

2 抑留した日

平成 3 0 年 8 月 2 1 日

3 抑留した場所

亀山市阿野田町

4 抑留期限

平成30年8月29日

5 連絡先

亀山市生活文化部環境課環境創造グループ

(電話 0595-96-8095)

三重県鈴鹿保健所衛生指導課

(電話 059-382-8674)